

## 第20回 安来市農業委員会議事録

平成31年2月21日 午後1時45分 第20回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

### 1. 出席委員

1番 北中 宏一君	2番 武上 隆雄君	3番 杉原 建君	4番 木戸 芳己君
5番 仲佐 久子君	6番 北川 正幸君	7番 安松 智君	8番 藤原 明紀君
9番 増田 和夫君	10番 板垣 裕志君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君
13番 板金 悟君	14番 渡邊 克実君	15番 佐々木吉茂君	16番 岡田 一夫君
18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君		

### 2. 欠席委員

17番 吉村 正君

### 3. 出席事務局

竹内 章二君 堀江 雄二君 原 美穂子君

### 4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 平成31年2月21日 1日
日程第 3	議第78号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第79号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5	議第80号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	報第79号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 7	議第81号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	報第80号 農用地利用配分計画の認可の公告について
日程第 9	報第81号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第10	報第82号 農地法第18条の規定による通知について
日程第11	報第83号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について

### 5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第20回安来市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。  
本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。  
初めに、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【挨拶】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、第20回安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：岡田 一夫君

欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君  
17番 吉村委員です。

議長：岡田 一夫君  
日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により5番 仲佐委員、6番 北川委員 を指名いたします。

議長：岡田 一夫君  
日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：岡田 一夫君  
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：岡田 一夫君  
日程第3 議第78号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

2ページをご覧ください。議第78号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページから8ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、3件で、すべて「所有権移転」に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。①小作人の有無については、申請農地につき小作人は、いません。②全部耕作については、権利取得後に、今回取得する農地を含めて全ての農地において作物を栽培する計画になっています。③農作業の常時従事については、権利を取得する者が、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事します。④下限面積については、権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が50aに達しています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約100m 農機具は、田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しています。労働力は本人及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり100,000円です。

2番は受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約120mから500m 農機具は、トラクター2台、コンバイン1台、田植え機1台、乾燥機2台、軽トラック2台、糞攪り機1台を所有しています。労働力は本人及び家族3名の4名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

3番は経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約20mから400m 農機具は、田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台、乾燥機3台、運搬車1台、糞攪り機1台、パワーショベル2台を所有しています。労働力は本人及び家族1名の2名とな

ります。となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり、田30,000円、畑10,000円です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から補足説明を1番の案件について 12番 塩見委員 お願いします。

12番 塩見 秀雄君

12番 塩見です。まず場所の説明ですが、伯太庁舎の前に安来伯太日南線が通っていますが、これを井尻方面に向かって7.5km上がった左側の農地が今回の申請場所であります。譲渡人の要望もあり、申請人は16,171㎡の農地を意欲的に耕作しております。周辺農地に影響を与えることはないと考えますので、委員の皆様方の審議をよろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について 4番 木戸委員 お願いします。

4番 木戸 芳己君

4番 木戸です。計32筆の申請場所の説明をいたします。安来市立第一中学校の500m吉田川沿いを上に行ったところに今村地区がありまして、耕作者は今村地区の真ん中の方に自宅があります。大まかに場所を説明しますと、伯太川と吉田川の間に9筆、吉田川西堤防沿いに7筆、安来市総合文化ホールアルテピア付近に16筆あります。この32筆について大体自宅から500m以内にありまして、譲渡人は親、譲受人は同居の妻の娘であり、生前贈与でございます。事務局の説明にもありましたように、大規模な農業を行っております。これによって周囲に害を及ぼすようなことはないと思われまして、審議のほどよろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

3番の案件について 13番 板金委員 お願いします。

13番 板金 悟君

13番 板金です。場所の説明をいたします。伯太庁舎の前、安来伯太日南線を約8km行ったところの交差点を左折し、伯太本山線を1.5km進んだところを右折して2km進んだところに下小竹久之谷地区という地区がございます。この地区内に点在している26筆の農地でございます。譲渡人は数年前より体調が悪く、この地を転居しておりますが、その後は譲渡人の次男が別のところに転居しておりますが、通いながら農業ということをやっておりました。ところが、一昨年に死亡されました。このことで譲渡人が荒廃するという大変心配しまして、この地の中で引き続き農地を維持してもらえる人をお願いしておられまして、今回の所有権移転の申請に至りました。譲受人はこの地でしっかりと耕作しており、この申請については何ら問題が起こるようなことはないと考えますので、皆様の審議をよろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。1番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。2番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。3番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第4 議第79号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

9ページをご覧ください。議第79号 農地法第4条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。10ページに案件の内容、11ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用の目的は、進入路です。本件はすでに進入路として利用されており追認案件となります。申請書には顛末書が添付されております。申請者は、当該農地の農振除外の手続きが完了したことにより農地転用に着手してよいと思ひ込み、自宅の隣に子が住宅を建設するのにあわせて農地転用を行ってしまったものです。当時、農地転用申請が行われておれば許可適当となる案件であり、申請者についても過去に違反転用はなく、悪質性はないと考えます。現在、申請者の自宅へ向かう道路は幅員が大変狭く、自動車での進入に不便が生じています。この状況を解消するため、所有する農地の一部を分筆し、造成して自動車が通行できる道を作ることを計画しました。目的の性質上、自宅近くに設置する必要があり、農地以外の適地を探しましたが見つからず自己が所有する農地に整備するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第4条第2項第6号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 18番 齋藤委員をお願いします。

18番 齋藤 哲君

18番 齋藤でございます。議案書の11ページをご覧ください。地図の左側にあるのが主要地方道安来広瀬木次線でございます。真ん中に流れている川が吉田川、この地方道をずっと上の方に行きますと、吉田川に架かる橋、切川橋にあたります。この切川橋の東側の土手を約600m行きますとこの転用場所の入り口になります。これを東側に約100m入りますと今回の転用の場所に当たります。以上でございます。

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査3班からの調査報告を 9番 増田委員 お願いします。

9番 増田 和夫君

9番 増田です。今月の調査班は3班で、北川班長、藤原委員、新田委員、渡邊委員、佐々木委員それと私を含めて6名で、事務局から堀江係長に同行いただき、2月20日午後1時半より調査を実施いたしました。1番案件につきましては、事務局の説明の通り、現在の道路が狭いため新しい進入路を作るというものでありまして、現地では齋藤委員の説明を受け調査をいたしました。この案件につきましては、隣接農地には西側にL字擁壁を設置し、雨水は自然浸透するということです。それから土地改良、隣接農地の同意書もあり、調査班としては許可妥当と判断しました。皆様の審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足説明がありましたら説明をお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第5 議第80号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

12ページをご覧ください。議第80号 農地法第5条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の2の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。13ページに案件の内容、14ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、個人住宅、権利の種類は所有権の移転です。譲受人は現在、市内の借家に本人と子供2名の計3名で生活していますが、子供の成長に伴い現在の居住スペースが狭くなったことから個人住宅の建設を計画しました。子供の就学環境から、引き続き現在の生活圏内での生活を希望し、近隣の農地以外の土地を探しましたがなく、困っているところ譲渡人の了解が得られたため当該地を申請することにしました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。こ

の農地の対価は、3,600,000円です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 14番 渡邊委員 申請場所の説明を求めます。

14番 渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。5条案件、番号1の場所の説明をいたします。14ページの位置図をご覧ください。地図上中央にある県道広瀬荒島線と山陰道の側道が交わる交差点より、南西に約50m行ったところが申請地でございます。以上です。

議 長：岡田 一夫君

次に、現地調査3班からの調査報告を 9番 増田委員 お願いします。

9番 増田 和夫君

9番 増田です。1番案件について説明します。この案件は住宅の新設であり、地元委員から説明を受けました。事務局説明の通り、譲受人は現在、市内のアパートに本人と子供2人で居住しています。この土地につきましては南側に市道があり、東と西と北側、三方が住宅に囲まれております。盛土は南側の市道の高さまで行い、汚水は公共下水道、雨水は東側の水路に流すようになっております。調査班としては許可妥当と判断いたしました。皆様の審議をお願いいたします。

議 長：岡田 一夫君

地元委員から補足説明がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第6 報第79号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

15ページをご覧ください。報第79号 農地法第5条の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。16ページに案件の内容、17ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、転用目的は個人住宅で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について 地元委員 9番 増田委員 申請場所の説明を求めます。

9番 増田 和夫君

9番 増田です。申請場所の説明をいたします。17ページの地図をご覧ください。下の方に国道9号線が通っております。国道9号線と県道広瀬荒島線の交差点から西へ約1.2km行ったところの右側が現地でございます。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

標題と中身の表記が違っているようですので、事務局に訂正させますので、よろしくお願いいたします。

事務局：堀江 雄二君

失礼いたします。大変申し訳ございませんが、確認が不足しておりました。標題の下の審議を求めるという部分が、日程の1つずつずれているようでございます。次の議題のところの部分が79号に書いてありまして、すいません、私の方のミスでございます。1つずつずれていると思いますのでご了解いただければと思います。大変申し訳ございません。

議長：岡田 一夫君

標題が報告のところからずれているようでございますので、読み替えということでご了解の上、よろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

日程第7 議第81号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

18ページをご覧ください。議第81号 農用地利用集積計画の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めます。計画要請につきましては、21ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が112件、117、236㎡、使用貸借が8件、9、962㎡、全体で120件、総面積が127、198㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：種田 容子君

失礼いたします。議第81号についてご説明いたします。詳細は22ページからです。今月の利用集積計画の内容はいずれも経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。番号1～21番は利用権設定の申請で、22～33番は農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものです。以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第8 報第80号 農用地利用配分計画の認可の公告について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

31ページをご覧ください。報第80号 農用地利用配分計画の認可の公告について このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により公告されたので報告するものです。32ページから35ページに農用地利用配分計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地5筆が、このたび、法人に賃借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は平成31年1月31日となっております。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第9 報第81号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

36ページをご覧ください。報第81号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。37ページから39ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月の届出については、4件で、全て相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第10 報第82号 農地法第18条の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

40ページをご覧ください。報第82号 農地法第18条の規定による通知について このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。41ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、3件で、すべて農業経営基盤強化促進法による解約です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第11 報第83号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

42ページをご覧ください。報第83号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について このことについて、別紙のとおり農地の一時転用の届出書の提出がありましたので報告するものです。43ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月の公共事業に伴う農地一時転用に係る届出は1件です。

1番は、届出者は安来市長 近藤宏樹、担当部署は上下水道部下水道課です。事業名は、「前ノ川雨水渠整備（その2）工事」で、平成31年2月1日から平成31年8月31日まで、資材置場及び仮設駐車場として使用します。終了後は農地に復元されます。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第20回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後 2時25分)